

岩手県告示第783号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成20年岩手県告示第742号）で告示した盛岡市小貝沢鳥獣保護区、八幡平市安比高原鳥獣保護区及び洋野町青菜畑鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成30年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）変更後の盛岡市小貝沢鳥獣保護区の区域 盛岡市内の一般県道外山大志田停車場線とヤツマキ沢との交点を起点とし、起点から一般県道外山大志田停車場線を東に進み県有林林道櫃取線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道岩神2号線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み稜線との交点に至り、同点から同線を南に進み民有林と国有林との境界に至り、同点から同境界を北に進みさらに南西に進みさらに北西に進み岩部沢との交点に至り、矢倉沢に通じる山道を進み、矢倉沢を北に進み市道天神町銭掛3号線との交点を西に進み林道滝ノ沢1号線との交点に至り、同点から同林道を北に進み林道滝ノ沢2号線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道滝ノ沢2号線からヤツマキ沢に通ずる山道との交点に至り、同沢左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（2）鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

2（1）変更後の八幡平市安比高原鳥獣保護区の区域 八幡平市内の市道赤川線と国有林岩手北部森林管理署480林班内の作業道との交点を起点とし、起点から市道赤川線を北東に進み同国有林480、479林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み同国有林480、479、474林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み同国有林480、474、473、1485、1487林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み同国有林480、481、1487、1492林班の境界との交点に至り、同点から同国有林481、1492林班の境界を北西に進み同国有林481、485、1492林班の境界との交点に至り、同点から同国有林481、485林班の境界を北に進み同国有林481、482、485林班の境界との交点に至り、同点から同国有林481、482林班の境界を北に進み同国有林481林班い、ろ小班、482林班の境界との交点に至り、同点から同国有林481林班い、ろ小班の境界を南東に進み同国有林480林班い、に小班、481林班い、ろ小班の境界との交点に至り、同点を終点とする作業道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（2）鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

3（1）変更後の洋野町青菜畑鳥獣保護区の区域 九戸郡洋野町地内の町道青菜畑線と同町道に通じる道路との交点を起点とし、起点から同町道を南東に進み九戸郡洋野町と久慈市の境界の交点に至り、同点から同境界を西に進み洋野太陽光発電所と隣地の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み町道青菜畑線に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を西に進み夏井川支流の河川との交点に至り、同点から同河川を北東に進み洋野太陽光発電所と隣地の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに北東に進み町道青菜畑線に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（2）鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。